

補助金交付に関する Q & A

Q1 一度に複数の対象事業を申請することは可能ですか。

A1 可能です。ただし、複数の対象事業を一度に申請いただいた場合でも、一申請あたりの補助金支給額の上限額は、50 万円（タクシーを除く公共交通機関運営事業者は上限額 100 万円）です。

Q2 一年度内に複数回申請することは可能ですか。

A2 可能です。ただし、一年度あたりの補助金支給額の上限額は、50 万円（タクシーを除く公共交通機関運営事業者は上限額 100 万円）です。

Q3 毎年度申請することは可能ですか。

A3 可能です。

Q 申請者名は、従業員名であれば誰でもいいですか。

A4 事業所等の代表者のみ申請できます。従業員名での申請はできません。法人の場合は代表者名を、個人事業者の場合は個人事業主名を、それぞれ記入くださるようお願いします。

Q5 申請書の押印は認め印でいいですか。また、申請は郵送でも可能ですか。

A5 認め印は、不可。法人の場合は社印で、個人事業主の場合は実印で押印ください。申請は郵送でも可能ですが、書類の記載事項や添付書類に不備がある場合は補正が必要となり、結果的に時間を要することもあるため、出来るだけ窓口にお越しください。

Q6 補助金の交付決定通知を受ける前に着手した事業は、補助の対象となりますか。

A6 補助の対象になりません。必ず、交付決定の通知を受けてから着手されるようご注意ください。

Q7 申請した事業が年度をまたいでしまいそうですが、補助は受けられますか。また、その場合の申請手続きは、どのようになりますか。

A7 原則、年度をまたいで実施することは認められません。余裕をもって計画的に実施くださるようお願いします。
ただし、例外として対象事業「トイレ洋式化事業」に限り、年度をまたぎそのような場合は、例えば「既存和式トイレの取外し工事」と「洋式トイレの新設・内装工事」という形で年度を分けて、それぞれ申請を行っていただきます。
※町の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までです。

Q8 申請にあたって、町で工事業者や翻訳業者を紹介してもらえますか。

A8 町では業者の紹介を実施していません。ご自身で業者の選定をお願いします。

Q9 依頼する見積書について、注意事項はありますか。

A9 見積書の依頼者と補助金交付の申請者は同一としてください。費用の内訳がよく分かるように見積書を作成いただく必要があります。

Q10 既に設置している洋式トイレの便座を、ウォシュレット機能等のない無機能便座からウォシュレット機能等のある便座に交換したいのですが、補助の対象となりますか。

A10 対象となります。ただし、和式トイレに被せるだけで洋式トイレ化させるような簡易便座は補助の対象となりません。

Q11 汲み取り式洋式トイレ（洋式ボタン便所）を水洗トイレに交換したいのですが、補助の対象となりますか。

A11 本補助制度の対象となりません。ただし、水洗トイレへの取替に伴う浄化槽の設置に係る費用は、「屋久島町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金」制度の対象となる場合があります。ご検討の際は、担当課・生活環境課へお問い合わせください。
なお、汲み取り式和式トイレを水洗トイレに交換される場合は、便器本体等の費用が補助の対象となりますが、浄化槽設置に係る費用につきましては、上記の補助制度を活用されるようお願いします。

Q12 リース料、保守点検費用や修繕費用等のランニングコストは、補助の対象となりますか。（※要綱の別表をご確認ください。）

A12 補助の対象となりません。

Q13 自身又は社内の従業員で翻訳作業や工事等を実施したいのですが、これらも対象になりますか。

A13 ご自身又は社内の従業員の翻訳作業や工事等により生じる人件費及び資材等の運搬に係る費用は、補助の対象外です。なお、補助要件を満たした看板等の設置やトイレの洋式化工事に係る資材等の購入費は対象となります。

Q14 交付決定の通知を受けるまでに、どれぐらい時間がかかりますか。

A14 申請を受け付けてから概ね1～2週間お時間をいただきます。

Q15 補助金はどの段階で受領できるのですか。

A15 交付決定を受けた事業の終了後、所定の様式により実績報告書をご提出いただき、実施内容が適切と判断できた場合に、交付確定の通知を行います。この通知後に、補助金の交付請求書をご提出いただき、指定の口座に補助金を納入します。